

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立北小学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

- ・ 温かい心でつながり合える集団を育成し、いじめの未然防止に最善を尽くす。
- ・ 早期に発見し、適切に対応できるように教育相談体制の充実を図り、迅速な問題解決に当たる。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

- ・ 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

- ・ この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ケ その他

(5) いじめ問題の理解

ア いじめを捉える視点

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否か逸脱性の判定が難しい。いじめられる側の立場に立ち、精神的・身体的苦痛を認知することが重要である。

イ いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

ウ いじめる心理

いじめる側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 いじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 児童一人一人のよさを認め、伸ばし、存在感と充実感のもてる学級づくりに努める。
- イ 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りながら、確かな学力を身に付けさせる。
- ウ 保護者との信頼関係を深める。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 一人一人の教職員が、差別の現実から深く学ぶことを基本理念として、人権感覚を磨き自らを高めながら、全ての教育活動の中で、計画的に一貫性をもって実践する。
- イ 生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、差別解消につながる意欲や態度を育てる。
- ウ 仲間づくりを基盤とした、支え合い、励まし合い、認め合う集団づくりを行う。
- エ 「つづり方」等により、温かい心をもって生活でつながり合える集団の育成に努める。
- オ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育の推進を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ア 思いやりの心を持ち、友達を大切にし、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を養う。
- イ 命の大切さを知るとともに、自他の生命を大切にしようとする。
- ウ 差別や偏見をもつことなく、公正公平に接し、人間として正しく生きようとする。

(4) 体験活動の充実

- ア ふるさとめぐりや全校遊びなどの全校縦割り班活動を通し、いじめをしない、許さない集団づくりを行う。
- イ 野外活動や奉仕活動などの体験活動を通して、児童同士や児童と教師の人間関係を育て、社会性を身に付けさせる。

(5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）

- ア なかま集会を通し、いじめを許さない風土を学校全体に根付かせる。
- イ 掲示委員会の活動を通して、いじめ防止を呼び掛ける。

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ア 学習状況調査等の結果も踏まえ、学習指導の一層の改善・充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- イ 体験的な学習や問題解決的な学習を充実させ、主体的に学ぶ力や思考力、表現力などを育てる。
- ウ 発展的・補足的な学習や指導方法及び評価を工夫改善し、児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
- エ ノートコンクール展等の実施により、自主的な学習習慣を確立する。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア 自主的・自律的なグループ活動を通して、コミュニケーション能力を育成する。
- イ アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を取り入れ、コミュニケーションのスキルをより高める。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）

- ア 教育相談には、内容や児童の実態に応じて、学級担任、保護者、生徒指導主事、養護教諭等が当たる。

イ スクールソーシャルワーカーを活用する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 各教科等の授業の中で、情報モラルの視点をもった学習活動を行う。

イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童及びその保護者に啓発する。(携帯・スマホ等実態調査の実施及び保護者対象の研修会の実施)

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 校内教育支援体制を充実させ、児童一人一人の障がいに対する正しい理解と認識を深める。

イ 特別支援教育校内委員会を設置して、障がいのある児童を学校全体で支援する体制づくりと啓発を進め、教師間の連携を図った指導に努める。

(11) 校内研修の充実

ア いじめ問題に対する認識や日頃の取組について、定期的に自己点検を行う。

イ 「学校生活アンケート」の結果をもとに、いじめのない学校づくりについて具体的に話し合う。

ウ いじめ防止の取組についての学校評価を行い、成果と課題について話し合う。

エ 情報の共有(職員会議の議題に設定)

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 生徒指導主事会や学年部会等で情報交換し、協力する体制を整える。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、学校関係者評価委員、学校評議員(必要に応じて)

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

(ア) 子どもの声に耳を傾ける。

- ・ 日記やつづり方の活用、教育相談等について研修する。

(イ) 子どもの行動を注視する。

- ・ チェックリストの活用について研修する。

イ 「学校生活アンケート」の実施(毎月)

「学校生活アンケート」を実施し、問題の早期発見に役立てる。

ウ 相談活動の充実(全児童に実施)

全ての教職員やスクールソーシャルワーカーが、必要に応じて相談に当たる。

エ 保護者との連携・情報の共有(相談窓口の周知徹底等)

保護者との連携や情報の共有がスムーズに行えるよう、日頃より相談窓口を周知徹底させておく。

オ 地域及び関係機関との連携

日頃より、児童見守り隊の方や公民館、交番等との連携を図り、協力体制を整える。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

全教職員が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を心掛け、組織的な対応を行う。
また、児童・保護者アンケートにおいて、いじめの防止等のための本校の取組に対するアンケートを取り、肯定的な回答が95%以上を上回るように達成目標を設定する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

児童・保護者のアンケート、学校評価の中のいじめに関するアンケート結果をいじめ防止対策委員会で考察し、改善へ向けた取組案を作成する。その案を全教職員で協議し、意識統一して取り組んでいく。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
一学期 (夏休み)	いじめ防止校内委員会 (方針・計画等) いじめ対策チーム編制 職員研修会 (いじめ防止の 対応を確認) 学校評価をもとに研修	PTA 総会 (方針説明) 年間計画への位置付け ・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
二学期	いじめ防止校内委員会 (2, 3学期の計画) 職員研修会 (事例研修)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり 人権・同和教育参観日で 保護者啓発	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
三学期	学校評価をもとに研修 いじめ防止校内委員会 (本年度の反省、見直し)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

いじめ防止の取組についてアンケートを行い、いじめ防止対策委員会で考察、見直しを行う。

4 いじめが発生した場合の組織の設置 (早期対応、認知したいじめに対する対処等)

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学級担任、養護教諭、
(上記メンバーを基本とし、必要に応じて関係者に参加を要請する。)

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

カ 懲戒

いじめを行った児童に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録をもとに校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

→ 市教委事務局への報告 → 市教育委員会への報告 → 市長への報告
→ いじめ問題対策連絡協議会での調査（学校での調査の結果の調査）→ 議会に報告
→ 市長、市教委は、再発の防止のため、必要な措置を講ずる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

→ ただちに四国中央警察署に通報し、適切に、援助を求める。

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 調査組織

- ・ 学校長の求めにより「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供す

る。

- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

がっこうせいかつ

学校生活について

(ねん ばん) 名前 (なまえ)

※ このアンケートは、みなさんの学校生活を楽しいものにするためのもの
です。あてはまるところに○をつけたり、言葉で書いたりしてください。

1 今、学校に来るのが楽しいですか。それは、どうしてですか。

は い	いいえ

2 あなたは、2学期（9月・10月）で、次のようなことがありましたか。

- (1) なかまはずしにされ、つらい思いをした。 はい ・ いいえ
- (2) 悪口やあだ名を言われて、からかわれたりした。 はい ・ いいえ
- (3) 持ち物をかくされたり、こわされたりした。 はい ・ いいえ
- (4) たたかれたり、けられたりした。 はい ・ いいえ
- (5) いやなことを無理やりさせられた。 はい ・ いいえ
- (6) 「物やお金をもってこい。」と言われた。 はい ・ いいえ
- (7) 無視された。 はい ・ いいえ
- (8) その他

--

3 あなたは、2学期（9月・10月）で、くり返しいじめられたことがありますか。

は い ・ いいえ



4 だれにいじめられましたか。

- (1) 同じ学年の人 (2) 下の学年の人 (3) 上の学年の人
(4) その他 ()

5 いじめられていたとき、あなたは、どうしましたか。

- (1) じっとしていた。 (2) 「やめて」と言った。 (3) 学校を休んだ。
(4) 友達に相談した。 (5) お家の人に相談した。 (6) 先生に相談した。
(7) その他 ()

6 いじめられていたとき、だれかに相談して、いじめがなくなりましたか。

は い ・ いいえ

7 あなたがいじめられているとき、まわりの人はどうしましたか。

- (1) 助けてくれた。 (2) だまって見ていた。 (3) いっしょにいじめた。
(4) その他

8 あなたは、2学期(9月・10月)で、同じ人をくり返していじめたことがありますか。

は い ・ いいえ



9 あなたは、どのようなことしましたか。

- (1) 仲間はずしをした。
(2) 悪口やあだ名を言ってからかった。
(3) 持ち物をかくしたり、こわしたりした。
(4) たたいたり、けったりした。
(5) いやと思うことを無理やりさせた。
(6) 「物やお金を持ってこい。と言った。
(7) 無視した。
(8) その他

10 ^{じぶん}自分がしたことを、^{いま}今、^{おも}ふりかえてみて、どう思いますか。

11 2学期（9月・10月）で、^{ひと}人がいじめられているのを見たことがありますか。

はい・いいえ



12 あなたは、^{ひと}人がいじめられているのを見て、^みどうしましたか。

(1) ^{ひと}その人に^{ちゅうい}注意した。 (2) ^み見てみぬふりをした。

(3) ^{せんせい}先生に^い言った。 (4) ^{うち}お家の^{ひと}人に^い言った。

(5) いっしょになっていじめた。

(6) ^たその他

13 2学期（9月・10月）で、^{ともだち}友達がい^い言われていたり、^{じぶん}自分が^い言われていやだ^{ことば}ったりした言葉はありますか。

はい・いいえ



14 ^{ことば}それは、どんな言葉ですか。

15 ^いだれが、よく言っていましたか。

(1) ^{おな}同じ^{がくねん}学年の^{ひと}人 (2) ^{した}下の^{がくねん}学年の^{ひと}人 (3) ^{うえ}上の^{がくねん}学年の^{ひと}人

(4) ^たその他 ()

16 2学期（9月・10月）で、^{らくが}落書きをしたことがありますか。

はい・いいえ



17 ^かどこに書きましたか。

18 ^かどんなことを書きましたか。（くわしく）

19 2学期（9月・10月）で、^{たいばつ}^う体罰を受けたことがありますか。

- はい…………→ ……→
- ア ^{じゅぎょうちゅう}授業中 (ア) なぐる、ける、など
- イ その他 (イ) ひどい^{ことば}言葉
- いいえ

20 2学期（9月・10月）で、^{うち}^{ひと}お家の人に、「^こ^{あそ}あの子と遊んではいけない。」と
^い言われたことがありますか。

は い ・ いいえ



21 だれに、^いどんなことを言われましたか。（くわしく）

22 いじめは、^{りゆう}どんな理由があってもいけないことだと思^{おも}いますか。

は い ・ いいえ

23 ^{せんせい}^{そうだん}先生に相談したいことがありますか。

^{けいたいでんわ}^{かん}（携帯電話・スマートフォンに関すること）

^{ともだち}^{かん}（友達に関すること）

^{かぞく}（おうち、家族のことなど）

は い ・ いいえ

「はい」と^{こた}答えた人は^{ないよう}どんな内容ですか。

みんなと、^{たの}なかよく、^{がっこう}楽しいクラスや学校にしていきましょう！